

道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案(衆第一一号) (衆議院提出)

要旨

本法律案は、自動車運送事業に係る輸送の安全を確保するため、当該事業に係る事業用自動車の運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することの防止について定める等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 道路運送法の一部改正

旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならないこととする。

二 貨物自動車運送事業法の一部改正

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならない

こととする。

### 三 施行期日等

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行することとする。ただし、2は、公布の日から施行することとする。

2 政府は、不適切な運送契約が締結されること等により、貸切バス（一般貸切旅客自動車運送事業者の事業用自動車）の運行の安全が確保されず、多数の旅客に甚大な被害が生じるおそれがある現状に鑑み、貸切バス事業者の増加の状況、法令遵守の状況、事故の発生状況等を勘案し、貸切バスの運行の安全の確保を実効的に行うための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 その他所要の規定の整備を行うこととする。